

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北海道財務局長	
【提出日】	2019年1月15日	
【会社名】	エコモット株式会社	
【英訳名】	Ecomott Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 入澤 拓也	
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北一条東二丁目5番2号	
【電話番号】	011 - 558 - 6600（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 工藤 貴史	
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北一条東二丁目5番2号	
【電話番号】	011 - 558 - 6600（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 工藤 貴史	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	631,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」という。）は、2019年1月15日（火）開催の取締役会決議によります。
- 2 当社と割当予定先であるKDDI株式会社（以下「割当予定先」又は「KDDI」という。）は、2019年1月15日付で業務提携契約及び資本提携契約（以下総称して「本提携」という。）を締結しております。
- 3 振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	500,000株	631,500,000	315,750,000
一般募集			
計（総発行株式）	500,000株	631,500,000	315,750,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は315,750,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,263	631.5	100株	2019年1月31日（木）		2019年1月31日（木）

- (注) 1 第三者割当の方法により行なうものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 4 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行なわれないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
エコモット株式会社 本社	札幌市中央区北一条東二丁目5番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北洋銀行 琴似中央支店	札幌市西区琴似二条五丁目1番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
631,500,000	3,300,000	628,200,000

- （注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用等を予定しております。

（2）【手取金の使途】

手取金の使途につきましては、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況（2）割当予定先の選定理由」に記載のある「業務提携内容」の実施にあたり、「KDDI IoTクラウド Standard」担当エンジニアを中心とした専任チームの編成を予定しております。当該専任チーム編成のために新規に採用する人材の採用費及び当該専任チームの2019年度から2023年度までの人件費として手取金から300,000,000円を充当し、残額をセンサー端末ラインナップ拡充に向けた製品製造費用（材料費、外注費等）として充当する予定です。当該製品製造費用の支出予定時期は2019年度から2023年度頃を予定しております。なお、手取金の残額が製品製造費用に不足した場合は、自己資金等により賄うことを考えております。また、実際に支出するまでの手取金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

当社は2018年6月の株式会社東京証券取引所マザーズへの新規上場時に事業拡大のための製品製造費用、人材採用費及び人件費として公募増資を実施しておりますが、今回の手取金の使途は、当該新規上場時に調達した資金の使途と重複するものではありません。当該新規上場時に調達した資金（手取概算額合計372,995,000円）につきましては、当初の予定通り2019年3月期に347,550,000円を事業拡大のための製品製造費用に、残額を人員採用費及び人件費に充当しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

a.	割当予定先の概要	名称	KDDI株式会社	
		本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	
a.	割当予定先の概要	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第34期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月21日 関東財務局長に提出	
			(四半期報告書) 事業年度第35期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月6日 関東財務局長に提出 事業年度第35期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月6日 関東財務局長に提出	
b.	提出者と割当予定先との関係(注)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
			割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。	
		資金関係	該当事項はありません。	
		技術又は取引関係	当社は割当予定先との間で、製品、サービスの販売及び仕入の取引関係があります。	

(注) 当社と割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日(2019年1月15日)現在におけるものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、IoTを通じてより安心な社会の実現に貢献するため、「あなたの『見える』を、みんなの安心に。」というコーポレートスローガンのもと、「IoTインテグレーション事業」を展開しております。IoTソリューションの企画及びこれに付随する端末製造、通信インフラ、アプリケーション開発並びにクラウドサービスの運用・保守に関する業務をワンストップで提供する「Sensing as a Service」の実現を推進し、着実な成長を図ってまいりました。

当社とKDDIは、モバイル回線の利用者及び提供者として多くの取引を重ね、信頼関係を構築してきた経緯があり、KDDIが自社のIoTソリューションの見直しを行うにあたり、当社のデータコレクトプラットフォーム「FASTIO」が新たなベースシステムとして検討の対象となりました。FASTIOは当社「IoTインテグレーション事業」の中核であり、IoTプラットフォームとしての実績や運用体制が評価され、「KDDI IoTクラウド Standard」のベースシステムとしての採用に至っております。

一方で、市場ニーズの多様化、先進技術の高度化、サイバーリスクの増大などにより、IoT市場そのものが大きな変革の時期を迎えています。このような経営環境の変化に対して、KDDIと当社は、インテグレータとしての実績・ノウハウを積上げ、「KDDI IoTクラウド Standard」の機能性及び販売力のさらなる強化に努めるだけでなく、両社の協力関係構築により、IoT市場におけるプレゼンス向上と持続的成長を可能とする体制を整えていく必要があると考えております。

そこでKDDIと当社は、「法人向けIoTビジネスのスケール化」を念頭に、対等かつ長期的なパートナーシップの構築を目指し、相互にシナジー効果を発揮しう分野について協議し、下記の業務提携内容について2019年1月15日付で業務提携契約を締結しております。

当社は、「KDDI IoTクラウド Standard」及び「FASTIO」の拡販を共通の目的としたKDDIとの協力関係を、発展的に当社全社レベルでの提携関係に引き上げ、KDDIのネットワークを活用しながら、日本を代表するIoTリーディングカンパニーへ成長するためのステップアップを目指します。

他方でKDDIとしては、これまで1つのサービスとして独立して提供してきた「KDDI IoTクラウド Standard」を、今後は本提携の実行を通じて、KDDIが提供する5G・IoTプラットフォームのキーコンポーネントとして活用することで、法人向けIoTビジネスのスケール化を図ります。

「業務提携内容」

- ・「KDDI IoTクラウド Standard」の機能拡張、販売体制及び安定運用体制の構築
- ・「KDDI IoTクラウド Standard」の5G・IoTプラットフォームのコンポーネント化
- ・センサー端末ラインナップや新技術の共同開発
- ・ノウハウの相互流通及び人材交流
- ・新規IoTパッケージ商品の共同開発及び拡販
- ・地方創生支援にかかわる施策の検討及び推進

今後両社は、それぞれの経営の自主性を尊重し、対等かつ良好な関係を図り、上記の内容について両社の協議により具体化・推進を行ってまいります。「法人向けIoTビジネスのスケール化」に向け、長期的パートナーとして相互協力をさらに加速・発展させ、お客様の期待に応えることを通じて持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 500,000株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

なお、当社は割当予定先より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当該普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を1月31日に受領する予定となっております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、KDDIの「第35期 第2四半期報告書」に記載されている要約四半期連結財務諸表により、KDDIがかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるKDDIは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、KDDIが東京証券取引所に提出した2018年7月5日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、KDDI及びその役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）でないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2019年1月11日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値である1,263円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準といたしました理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）を基準として決定することとされており、また、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためであります。

なお、当該直前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,243円（円未満切捨。本項において以下同じです。）に対して1.61%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。）のプレミアム、当該直前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,202円に対して5.07%のプレミアム、当該直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,174円に対して7.58%のプレミアムとなっており、いずれの期間においても、割当予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

また、上記発行価格については、当社監査役3名（うち社外監査役2名）から、日本証券業協会の上記指針に準拠したものであり、上記と同様の理由により、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量500,000株は、2018年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数4,530,800株に対して11.04%（議決権総数45,299個に対する割合11.04%）に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、当社としては、本第三者割当増資は本提携の一環として行うものであることから、割当予定先との間の業務提携を推進する上での関係強化につながり、ひいては当社の将来的な企業価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
入澤 拓也	北海道札幌市南区	1,291	28.50%	1,191	23.68%
K D D I 株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番 2号			1,060	21.07%
しなねん商事株式会社	北海道札幌市西区発寒三条1丁 目6-6	616	13.60%	156	3.10%
松永 崇	北海道札幌市白石区	232	5.12%	232	4.61%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	150	3.33%	150	3.00%
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁 目7番地	132	2.91%	132	2.62%
田中 孝治	千葉県浦安市	75	1.66%	75	1.50%
株式会社テラスカイ	東京都中央区日本橋2丁目11-2	69	1.52%	69	1.37%
奥平 健一	東京都千代田区	65	1.43%	65	1.29%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2-10	64	1.41%	64	1.27%
計		2,695	59.50%	3,195	63.53%

(注) 1 2018年9月30日現在の株主名簿を基準として、2019年1月11日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づいて記載しております。

2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

3 K D D Iの「割当後の所有株式数」は、本株式500,000株(議決権数5,000個)に、同社が2019年1月31日付で入澤拓也氏及びしなねん商事株式会社から譲り受ける予定の株式560,000株(議決権数5,600個)を加えて算出しております。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2018年9月30日現在の総議決権数(45,299個)に、本第三者割当増資により増加する議決権数(5,000個)を加えた数(50,299個)で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**1 資本金の増減について**

「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（2018年6月28日提出）、本有価証券届出書提出日（2019年1月15日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2018年6月22日～ 2019年1月15日	21,600	4,530,800	540	295,976	540	285,976

（注）1．新株予約権の行使による増加であります。

2．当社は、第12期有価証券報告書を2018年6月28日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、2018年6月22日から当該有価証券報告書提出日（2018年6月28日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、2018年6月22日より発生した内容を記載しております。

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書及び第13期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年1月15日）現在までの間において生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年1月15日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3 臨時報告書の提出について

組込情報である第12期有価証券報告書の提出日（2018年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2018年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2018年6月28日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、入澤拓也、松永崇、花田浩二、工藤貴史、五十嵐誠、小山裕貴の6名を選任する。

第2号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額20百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
入澤 拓也	9,739	40	-	（注）1	可決 90.18
松永 崇	9,741	38	-	（注）1	可決 90.20
花田 浩二	9,740	39	-	（注）1	可決 90.19
工藤 貴史	9,741	38	-	（注）1	可決 90.20
五十嵐 誠	9,741	38	-	（注）1	可決 90.20
小山 裕貴	9,740	39	-	（注）1	可決 90.19
第2号議案	9,752	58	-	（注）2	可決 90.05

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2019年1月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2019年1月15日開催の取締役会において、KDDI株式会社と資本提携契約を締結することを決議いたしました。本提携に伴い、同社に対して第三者割当の方法により募集株式を発行すること、当社の主要株主から同社に対して普通株式の一部を市場外で相対取引により譲渡することが合意されました。

これに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの KDDI株式会社
 主要株主でなくなるもの しなねん商事株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの
 KDDI株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	10,600個	21.07%

主要株主でなくなるもの
しなねん商事株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	6,160個	13.60%
異動後	1,560個	3.10%

- (注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は2018年9月30日現在の発行済株式総数(4,530,800株)より、同日時点の単元未満株式数(900株)を控除した株式数(4,529,900株)を基準に算出しております。
2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2018年9月30日現在の発行済株式総数(4,530,800株)より、同日時点の単元未満株式数(900株)を控除し、第三者割当増資により増加する株式数(500,000株)を加えた株式数(5,029,900株)を基準に算出しております。
3. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点第三位以下を四捨五入して表示しております。

(3) 当該異動の年月日

2019年1月31日(予定)

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	295,976,300円
発行済株式総数	普通株式 4,530,800株

4 最近の経営成績の概要

第13期第3四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)における売上高の見込みは、1,132百万円です。なお、当該見込みは決算処理前の暫定の数値であり、変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月28日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第2四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月12日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

エコモット株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 揮誉浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエコモット株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコモット株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年5月28日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、平成30年6月21日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月12日

エコモット株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 揮誉浩 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 達郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエコモット株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、エコモット株式会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。